判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

(変更)

	<u>-</u>				10 10 11			
				資料番号	44-5	担当課	消防防災安全課	
法令名	火薬類取締法	根拠条項		条第1項、 条第2項	許認可等 の内容	製造施設等の完成検査		

- 第15条 第3条の許可又は第12条第1項の許可(変更に係るものを除く。)を受けた者は、火薬類の製造施設の設置又は火薬庫の設置若しくは移転の工事をした場合には、経済産業省令で定めるところにより、製造施設又は火薬庫につき経済産業大臣又は都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが、第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、火薬類の製造施設又は火薬庫につき、経済産業大臣が指定する者(以下「指定完成検査機関」という。)が行う完成検査を受け、これらが第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。
- 2 第10条第1項の許可又は第12条第1項の許可(変更に係るものに限る。)を受けた者は、 火薬類の製造施設の位置、構造若しくは設備の変更又は火薬庫の構造若しくは設備の変更の工 事(以下「変更工事」という。)をしたときは、製造施設又は火薬庫につき、経済産業大臣又 は都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第7条第1号又は第12条第3項の技術上の 基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲 げる場合は、この限りでない。
 - (1) 火薬類の製造施設又は火薬庫につき、指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合
 - (2) 自ら変更工事に係る完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者(以下「認定完成検査実施者」という。)が、第45条の3の10第1項の規定により検査の記録を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合

[製造施設]

○火薬類取締法

- 第7条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第3条又は第5条の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、第3条の許可の申請については左の各号に適合し、第5条の許可の申請については第3号及び第4号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
 - (1) 製造施設の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

○火薬類取締法施行規則

第4条第1項(法第7条第1項第1号関係) 第41条第1項(法第15条第1項、第2項関係)

○告示

- ・火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示 (昭和49年通商産業省告示第58号)第2条から第12条
- ・避雷装置の位置、形式、構造、材質等を定める告示(平成 27 年経済産業省告示第 145 号)
- ・火薬類取締法施行規則第4条第1項第5号の2の規定に基づき、粉塵爆発の危険性の高い金属粉を定める告示(平成16年経済産業省告示第118号)
- ・火薬類取締法施行規則第 31 条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質の基準(昭和 35 年通商産業省告示第 76 号)

「火薬庫]

○火薬類取締法

第12条

- 3 都道府県知事は、第1項の規定による許可の申請があつた場合において、その火薬庫の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
- ○火薬類取締法施行規則

第22条から第32条 (法第12条第3項関係) 第41条第1項 (法第15条第1項、第2項関係)

○告示

- ・避雷装置の位置、形式、構造、材質等を定める告示(平成27年経済産業省告示第145号)
- ・火薬類取締法施行規則第 23 条第4項及び第7項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもつばら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離(昭和49年2月16日通商産業省告示第59号)
- ・火薬類取締法施行規則第 31 条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質の基準(昭和 35 年通商産業省告示第 76 号)